

昭和53年 商事判例回顧

岡 島 吉 昭

はじめに

昭和53年における商事判例中、最高裁判所が次の数項目につき新しい判断を下したことには注目しなければならない。

代表権の欠缺を知らないことにつき重大は過失のある第三者は、商法262条に基づく会社の責任を追及することはできないとする判断（後述82頁（3）参照）、株主名簿上の株主でない者でも商法350条3項の異議催告公告請求権を有すると解する判決（85頁（19））、指図文言を抹消しないで、指図禁止文言を記載した手形は、裏書禁止手形であると判断するもの（92頁（4））、手形に保証の趣旨で裏書した場合に、原因債務についてまで民事保証を推認することはできないとするもの（92頁（6））などがそれである。その他最高裁判例は、大体において先例の見解を踏襲または確認する態度をとり事案を処理する傾向が見られる。また、下級審判例においても、最高裁判例又は下級審の先例を引用して判断を示すものが多く見受けられる。

以下本稿では昭和53年の商事判例要旨を項目別に順次紹介して、判例の流れや学説との関係などを検討する手掛とし、あわせて生きた商事法研究の一つの材料としたい。なお、昭和52年中の判例であっても、判決日付や掲載文献などの関係から、本誌前号（第12号57頁以下）の昭和52年商事判例回顧に収録できなかったものも、補遺として採録しておいた。

略語例

民 集………最高裁判所（大審院）民事判例集　卷・頁
刑 集………最高裁判所（大審院）刑事判例集　卷・頁

高裁民（刑）集…高等裁判所民（刑）事判例集

卷・頁

下級民集………下級裁判所民事 裁判例集

卷・頁

判 時………判例時報 号・頁

判 タ………判例タイムズ 号・頁

金 判………金融・商事判例 号・頁

金 融………旬刊金融法務事情 号・頁

商 事………商事法務（研究） 号・頁

便 覧………商事附録・新商事判例便覧・整理番号

一 商法総則

（1）登記・公告の効力

（ア）商法12条にいう「正当事由」の趣旨

同条後段にいう「正当事由」とは、登記公告を知りうるとしても知りえない客観的障害、例えば交通絶・官報新聞紙の不到着の如きをいい、長期の旅行・病気など当事者についての主観的事情は包含しないと解するのが通説である。これに対し、少数説は右の事情のほかに、登記に優越する事情や外觀が存在する場合も正当事由に該ると考えて差支えないとする。以下は一般論としてではあるが、上記の少数説の立場を採る下級審判決。

商法12条前段が、民法112条本文と異なり一旦代表取締役辞任等の登記（なお昭和24年法律第137号附則10項により別に公告することを要しない。）がある場合には第三者の悪意が擬制され、爾後善意の第三者に対してもこれを対抗しうる旨を定めている法意に従つると、右商法12条後段の「正当事由」の解釈についても、これを民法112条但書の如く単なる無過失と同列に解することはできず、より限定的に解すべき

ことは当然であろう。

しかしさりとて、右同条前段の定める商業登記の公示力の重視に過ぎ、右「正当ノ事由」を交通杜絶、登記簿の滅失等の客観的障害のある場合にのみ限定するのは当を得ないものというべく、右公示力の認められた所以と、商事における外観保護の制度（商14条、42条、262条など）又は信義則等を対比考察してみると、右登記に優越するような外観ないし特別事情の存するときもまた右正当事由の存する場合に該当すると解するのが相当である（東京地裁 昭53.2.24 金判550・45、便覽1353）。

(1) 正当事由の有無 否認事例

甲の代表取締役の資格喪失及び取締役退任の登記がなされ（昭43.12.28）、その登記事項につき一般に登記簿を閲覧することが可能な状態になった後、乙が甲の代表資格喪失を知らずに代表的取締役として振り出された約束手形を取得（登記後約1か月経過）したとしても、乙が甲の代表資格喪失を知らなかつたことにつき商法12条にいゝ「正当ノ事由」があるものとはいえない（最高裁三小 昭52.12.23 金融851・45、判時880・78、金判540・8、便覽1328）。本件は、最二小昭49.3.22判決（民集28・368）の差戻審たる大阪高裁昭52.3.30（判時862・82、便覽1308）に対する上告審判決。

(2) 商号の使用差止

「株式会社北隆館」（原告）といふ商号に類似する「株式会社図鑑の北隆館」（被告）といふ商号の使用禁止及び商号変更請求に対し、営業活動を休止している会社からの請求は許されないと被告の抗弁が排斥され、原告の商号使用差止請求が認容された事例がある（東京地裁昭51.12.24 判タ353・255）。

(3) 名板貸

(ア) 商法23条の適用事例 (ア) A会社がY会社名義でXを雇用し、その名において労務に服さしめたXに対する未払賃金については、商法23条〔名板貸人の責任〕によりY会社はその支払義務を負う（東京高裁 昭52.10.19 判時872・114、便覽1318）。 (ブ) 名義使用につき

默示の許諾があつたと認められる場合（大阪地裁 昭53.5.31 判時901・101）。

(イ) 適用否定事例 (ア) 名板借人の不法行為に基づく損害賠償債務 商法23条の規定の趣旨は、第三者が名義貸与者を真実の営業主であると誤認して名義貸与を受けた者との間で取引をした場合に、名義貸与者が営業主であるとの外観を信頼した第三者を保護し取引の安全を期するというにあるといふべきであるから、同条にいゝ「其ノ及引ニ因リテ生ジタル債務」とは第三者において右の外観を信じて取引関係に入ったため、名義貸与を受けた者がその取引をしたことによって負担することとなった債務を指称するものと解するのが相当である。それ故、営業につき他人からその名義の使用を許された者が、営業活動上惹起された交通事故に基づく不法行為上の損害賠償義務者であることを前提とし被害者との間で、単にその支払金額と支払方法を定めるにすぎない示談契約を締結した場合には、右契約の締結にあたり、被害者が名義貸与者をもつて営業主と誤認した事実があったとしても、右示談契約に基づき支払うべきものとされた損害賠償債務は、商法23条にいゝ「其ノ取引ニ因リテ生ジタル債務」にあたらない（最高裁二小 昭52.12.23 民集31・1570、判時876・116、金融849・34、金判542・12、判タ359・208、便覽1323）。 (ブ) 団体の名目的な代表者名義の使用を許諾した者 権利能力なき社団又は財団としての実態をも有しない団体の名目的な代表者となることを、その団体の事業を専行処理している甲に対して許諾したにすぎない乙は、甲が右団体名義で第三者とした取引につき、その取引の実質は乙と右第三者との取引に等しいものであることが甲と右第三者との間において了解されていたような、特段の事情のない限り、民法の表見代理に関する規定及び商法23条の規定の類推適用によって右取引についての責任を負うものではない（最高裁三小昭53.3.28 金判546・3、金融857・28、判時885・115、判タ363・191、便覽1337）。本件は、東京高裁昭50.2.27判決（金判453・16）に対す

る上告審判決であり、原審が名義貸与者につき表見責任を認めたのに対し、最高裁は上記の如し判示し破棄差戻を命じている。

(4) 名義貸契約等……無効事例

内航海運業法3条1項の許可を受けていない者Aが、無許可で内航海運業を営むことを企て、右許可を得ている内航海運業者Yの了解を得てY名義により自己の費用で船舶甲丸を建造したが、右許可の資格を取得できるまでの間Y名義で内航海運業を営むことを目的とし、Yとの間で甲丸をY名義で登記登録すること、1年後に甲丸の所有権をYからA又はその指定する者に譲渡すること、甲丸運航上の債務、海難海損及び利益はAに帰属すること、Aは甲丸の損害保険に加入しその保険料を支払うこと、等を内容とする契約を締結したが、右契約は、内航海運業法が刑罰をもって禁止した行為（同法30条1、2号、3条1項、15条参照）を行うことを目的とするもので、公序良俗に反して無効であり、後日Aが右事業のために設立したX会社に対して内航船舶貸渡業の許可があったとしても、既往に遡って有効となる筋合ではない（高松高裁昭52.5.31 金判537・49）。

(4) 商業帳簿 提出命令に応じなかった者……相手方の主張を認める程度

相手方から商法35条に基づき手形所持人の裏書人に対する貸金がない事実、仮に貸金があったとしても既に弁済されている事実を立証するために商業帳簿の提出命令の申立があり、裁判所が手形所持人に対し右命令を発したにもかかわらず、手形所持人がこれに応じないときは、民訴法316条〔不提出の効果〕に従い、手形所持人の商業帳簿には裏書人に対する手形所持人主張の貸金が記載されていないものと認むべきである（大阪地裁 昭52.1.26 判タ360・249）。

(5) 商業使用者

(7) 表見支配人に関する商法42条の適用にあたっては、当該使用人の営業活動の場所が支店としての実質を備えるものであることを要するか否かについては争いがあり、多数説・判例（最三小昭37.5.1民集16・1031、最三小昭39.3.

10民集18・458）はこれを肯定する。近時の下級審判例においても、上記と同趣旨の立場をとり、会社の営業所が支店の実体を有しないとして営業所長の権限について商法42条の適用を否定している（大阪地裁 昭52.9.16 判時877・97、便覧1333）。

(8) 次の2件は信用金庫の使用者の行為につき、いずれも民法715条の使用者責任が認められた事例 (a) 支店長 貸金業者甲が県会議員の依頼により一面識もない乙に2500万円の融資をするにあたり、信用金庫の支店長丙が振出に必要な裏付資金（別段預金）もなく、用紙も正規の自己宛小切手（いわゆる預手）用紙によらず、乙に交付されていた当座小切手用紙を使用して振り出した先日付小切手を、保証の趣旨で受け取り、乙が同道した支店長丙と一度面談したのみで丙の権限濫用の有無につき格別の調査もしなかったときは、甲は丙の権限濫用を知りうべきもの、即ち知らなかつたことに過失があると認められ、信用金庫は、丙の行為によって保証責任は負わない。しかし、丙の行為は、同行為の事業執行についてなされたものと認められるから、金庫は、丙の使用者としての不法行為責任（民715条）を負うべき筋合である

（東京高裁 昭52.7.25 金融855・31、金判550・37、判時868・41）。 (b) 支店次長 Xがその所有の不動産をAの斡旋によりBに売却し、丙が代金600万円をAに支払い、Aが右代金をXに交付するため小切手を振出交付した場合において、AがXの同小切手をもって定期預金をする手続のため同道してY金庫支店に赴き、来行の趣旨を解している支店次長が、Xの席を外した際にXの意思を確かめずにXから預った同小切手をAに返却したため、Xが小切手の所持を失い、定期預金をすることができなくなり、同金額相当の損害を受けたときは、Xは民法715条1項によりY金庫に対し損害賠償を請求することができる（大阪高裁 昭53.5.2 金融869・53、金判556・9）。

(6) 代理商 競業避止義務……違約額の限度

取次営業主が営業の取次を廃し他の業者の営業の取次をした場合の賠償額を予定した違約金条項は、もとの業者が新規に営業取次店をみつけ、これと契約するまでの相当期間内の減益を賠償させる限度で有効とすべきであり、これを超えて高額の違約金の制裁を課する契約は、その超過限度において公序良俗に反し、無効とすべきである（名古屋高裁 昭52.11.9 金判545・38、判タ364・259）。

二 会 社

(1) 法人格否認の法理

この法理が最高裁昭44.2.27判決（民集23・511）によって採用されて以来、数多くの肯定判決或いは否定事例が見られるが、以下2件のうち1件は肯定判決、他は否定判決。

(ア) 肯定事例 不動産の売買、仲介を営業するため、相次いで株式会社を設立し、あるいはその商号を変更して会社名義で取引をしていた者が、更に右目的のために甲株式会社を設立しその代表取締役となったが、右会社においては、株券の発行もなく、会社役員も名目的に存在するにすぎず、会社運営の一切は代表取締役において専行し、会社名義で購入した不動産については間もなく代表者個人名義にその所有権が移転されており、会社が取引に失敗すると事務所も従業員も存在しない状態に放置され、代表取締役は他に新たな会社を設立している等判示の諸事実関係のもとにおいては、甲株式会社から電気工事を請負った者は、甲の法人格を否認してその代表取締役個人に請負代金を請求することができる（東京高裁 昭53.3.3 金判550・28、判時890・112、便覧1349）。なお、法人格否認の法理が適用される場合と取締役の第三者に対する責任については、後述83頁(1)(ア)(a)を参照。

(イ) 否定事例 同族会社といえども、会社と社員の経理の混同がなく経営規模も大きく、株式会社として形式、実体共に健全な形態を具备しているような事情にある会社の法人格は、形骸にすぎないとはいえない（大阪地裁 昭52.

12.23 判タ363・275、便覧1348）。

(2) 本店移転の登記

会社が登記簿上の本店所在地（A市）と現実の営業の本拠地（B市）とが違っている場合、株主は会社に対し本店移転登記手続請求をなしうるかにつき、大阪地裁判決は下記の通り判示しこれを否定している。

そもそも、本店の所在地は定款の絶対的記載事項であって、その公示もなされ、諸々の法律関係の処理基準となるべき法律効果が付与されているものであるから、形式上の本店と主たる営業の本拠地とが一致していないことは極めて不当である。しかしながら、本店の移転は、株主総会における定款変更の決議及び取締役会の決議を経てなされるものであって、会社の団体的、自主的規律に委ねられていることである。そしてA市からB市へ被告会社の本店を移転するための右各手続がとられたことについて主張、立証はないから、原告株主の本店移転登記請求権を認める余地はない（大阪地裁 昭51.9.8 金判541・39、判時869・99、商事792・42、便覧1338）。

(3) 合資会社……残余財産の分配

合資会社の社員の会社に対する残余財産分配請求権保全のための詐害行為取消権の行使は、会社債務完済後でなければ認められない（名古屋高裁 昭52.9.28 判時883・81）。

(4) 設立準備金の借入

会社設立以前に発起人ないし発起人組合が設立準備金として借入れた借受金が設立に必要な行為に使用されたとしても、その使用された金額が商法168条1項7号に所謂設立費用になるのであって、借入金債務そのものは設立費用とならないし、右借入金債務が会社成立後、当然に当該会社に帰属するということはできない（東京高裁 昭52.10.31 判時875・104、便覧1324）。

(5) 社員の出資義務 他の社員による立替払い約定の効力……有効

有限会社の設立にあたって、その取締役に就任するAとBとの間で、Bの社員としての出資

の払込義務は、AがBに代わってこれを履行し、Bにはその現実の履行をさせない旨を合意することは、Bの社員としての出資義務を免除し、あるいは有限会社法14条、15条に定める資本充実義務を免除する約定ではないから、これをもって社員の資本充実義務の免除を禁止した同法16条に違反する無効の約定とすることはできない（最高裁三小 昭52.10.11 金融869・47）。

(6) 株式の共有 権利行使者の指定行為と民法826条〔親権者と子の利益相反行為〕

Y会社の株主Aが死亡し、妻Xと9人の子がAの株式を共同相続したが、名義書換を経ておらず、その株券も所在不明であった。その後Y会社は商法348条により株式譲渡制限の決議をし、同法350条1項による株券提出公告をした。そこで、Xと9人の子らは、株券が所在不明のため、同条3項により準用される同法378条の異議催告公告を訴求し、共同相続した株式については、一審係属中に株主の権利を行使すべき者をXと指定した。Xは9人の子のうち未成年の一人につき、その親権者として上記の指定行為をしている。一審（東京地裁昭50.2.20判時794・111）、二審共Xの請求を認容。Y会社の上告理由：親権者自身を権利行使者に指定するのは利益相反行為にあたる、株主名簿上の株主でない者は異議催告公告を請求しえない。これに対し最高裁は、次のように判示して上告を棄却した。

株式が未成年の子とその親権者を含む数人の共有に属する場合において、親権者が未成年の子を代理して商法203条2項にいう株主の権利を行使すべき者を指定する行為は、これを親権者自身と指定するときであっても、民法826条にいう利益相反行為にあたらない（最高裁三小昭52.11.8 民集31・847、判時875・101、金融844・61、金判538・7、判タ357・223、便覧1319）。なお、第二点の株主名簿上の株主でない者による異議催告公告の請求の可否については、後述85頁(9)を参照。

(7) 総会招集請求権

信用金庫の会員は、通常総会について招集

権限を有しないばかりでなく、さらに理事会に対する通常総会請求権を有しない（福岡高裁昭52.10.24 判タ362・334）。

(8) 総会決議と特別利害関係人

有限会社の社員総会における特定の社員を取締役に選任すべき決議において、当該社員が有限会社法41条の準用する商法239条5項所定の「特別ノ利害関係ヲ有スル者」に該当するか否かが争われた事案につき、最高裁は下記の如く、株式会社に関する先例を引用し、また通説に従いその利害関係を否定している。

有限会社の社員総会において、その社員である特定の者を取締役に選任すべき決議をする場合に、その特定の者は、右決議につき特別の利害関係を有する者に当たらず、したがって、社員として右総会の決議について適法に議決権を行使することができるものと解するのが相当である。けだし、株式会社において、株主である取締役は、当該取締役の解任に関する株主総会の決議について商法239条5項にいう特別の利害関係を有する者に当たらないことは、当裁判所の判例とするところであり（最三小昭42.3.14 民集21・378）、有限会社法41条において商法239条5項の規定を準用する有限会社の社員総会において、社員である特定の者を取締役に選任する場合でも、この理は、同様といべきだからである（最高裁二小 昭53.4.14 金判550・3、判タ364・189、金判550・3、便覧1350）。

(9) 総会決議取消の訴

(ア) 総会で解任された取締役……提訴権の有無

この問題については、学説・判例共に消極説（広島高裁岡山支部昭33.12.26判時180・43等）と積極説（大阪高裁昭32.1.31高裁民集10・25、東京高裁昭33.7.30高裁民集11・400等）とに岐れるが、下記は後説の積極説の立場を採る下級審判決。

そもそも本件のような瑕疵ある（総会招集についての取締役会の決議なし、招集通知が総会の2週間前になされていない、会議の目的事項には解任に関する記載なし）株主総会の決議の

効力を争うにつき直接の利益を有する者は前任取締役であること、また株主総会の運営の適正をはかるために決議取消の訴を認めていたる法の趣旨にかんがみると、この訴に関しては前任の取締役も取締役の資格に基づき訴を提起し得るものと解するのが相当である（**大阪地裁 昭52.2.2 金判539・54**、便覧1329）。

(イ) 瑕疵ある株主総会の決議の後に、適法な株主総会を開催し同一事項（取締役解任）を決議した場合、先の総会決議取消の訴の利益の存否につき、これを肯定的に解するのが下級審判例（東京高裁昭27.2.13 高裁民集5・364、東京地裁昭27.3.28 下級民集3・420）の見解である（**大阪地裁 昭52.2.2 金判539・54**、便覧1329）。

(ロ) 総会決議無効確認の訴

協同組合の総会における決議の方法が、定款に規定するところの代理人による議決権行使の手続に違背していたとしても、決議無効の事由たりえず、また、決議の不存在事由ともならないと認定された事例がある（**東京地裁 昭52.1.1.22 判時890・113**、便覧1352）。

(ハ) 取締役の解任

取締役解任の訴の係属中に任期満了退任……再任された場合と訴の利益の有無

商法257条3項の規定にいわゆる取締役解任の訴えは、会社の取締役に不正行為等の一定の事由がある場合において、総会でその解任が否決されたとき（否決があったと同視することができるときを含む。以下同じ。）に限り、当該取締役の地位を判決によって失わせることを目的とする訴えであるが、右判決の効力は当該取締役の地位をその残存期間につき将来に向って失わせるにとどまるものと解される。したがって、取締役解任の訴の係属中に、当該取締役の任期の満了により退任した場合には、その訴の目的は喪失し、訴の利益を欠くに至るといわなければならぬ（**大阪高裁 昭53.4.11 金判53・24**）。

(ニ) 代表取締役 権限濫用

代表取締役あるいは代理人が、与えられた権

限の範囲内において、自己又は第三者の利益をはかる目的をもつた行為について、その相手方がその事実を知り又は知りうべかりし場合には、民法93条但書〔心裡留保〕の類推適用が認められると解するのが通説及び判例（最一小昭38.9.5民集17・909、代理人……最一小昭44.4.3民集23・737等）の立場であり、下記の判決も同趣旨から、本人たる会社の責任を否定した事案。

株式会社の代表者が、表面上会社の代表者として、その職務権限の範囲に属する行為をした場合であっても、その行為が自己又は第三者の利益をはかる等の背任的意図をもって権限を濫用してされたものであり、かつ相手方が代表取締役の右の意図を知り、又は知りうべきであったときは、右法律行為の効力は会社につき生じないものと解すべきである。……甲会社の代表取締役が、自己の利益をはかるため、代表権限を濫用して、第三者丙から金員（600万円）を借り受けた場合において、丙が、乙から借受金を甲会社の取締役の多数が反対している事業計画の事前工作費として使用するものである等の説明を受け、右借受けが乙の個人的使途のため行われるものであるか、あるいは、甲会社の意思に反して行われるものであることを知りえたときは、本人である甲会社は、丙に対し、右金銭貸借上の責任を負わない（**東京高裁 昭52.1.1.30 判時879・137**、金判543・39、便覧1339）。

(ミ) 表見代表取締役

次例は、代表権の欠缺を知らないことにつき、重大な過失がある第三者は、商法262条に基づく会社の責任を追及できないとする最高裁判所の新判断。

被告Y会社の取締役であって、同社専務取締役上本町営業所長という名称の使用を承認されていたTは、手形振出の権限がないのに、本件手形をY会社上本町営業所専務取締役営業所長名義で振り出した。原告Xは、Y会社の取締役であったFを介し本件手形の割引を依頼されたので、TにもY会社の代表権があるものと信じ、同人の代表権について特に問い合わせた等の措置を

とらずに右手形を取得した。そこでXはY会社に手形の支払を求め、Y社には商法262条により本件手形の振出人として責任があると主張し、これに対しYはXに重大な過失があるから、262条の適用はないと争った。一審、二審共Xの勝訴。Yの上告に対し最高裁判所は、次のように説示し原判決を破棄し大阪高裁へ差し戻した。

商法262条に基づく会社の責任は、善意の第三者に対するものであって、その第三者が善意である限り、たとえ過失がある場合においても、会社は同条の責任を免れえないものであるが（最一小昭41.11.10民集20・1771参照）、同条は第三者の正当な信頼を保護しようとするものであるから、代表権の欠缺を知らないことにつき第三者に重大な過失があるときは、悪意の場合と同視し、会社はその責任を免れるものと解するのが相当である（最高裁二小 昭52.10.14民集31・825、金融845・24、金判535・7、判時871・86、判タ357・217、便覧1320）。なお、学説でも、本判旨の立場が近時の有力説である。

(4) 取締役の対第三者責任

(ア) 責任肯定事例 (ア) 法人格否認の法理が適用される場合と取締役の対第三者責任

近年商法266条の3の規定により取締役の責任を追及する事例が多いが、次例は法人格否認の法理との関係で会社、代表取締役、その他の取締役の責任相互の問題を扱った注目すべき下級審判決。

法人格否認の法理により会社名義の買掛金支払債務をその背後にある代表取締役個人Aに負担させる場合でも、Aが充分な弁済の資力を有しないときは他の取締役Bに対して任務懈怠を理由に商法266条の3の規定により、右買掛金債務の支払を不能ならしめた責任を負担させることができる（東京高裁 昭52.4.28 金融842・32、判タ357・278、便覧1313）。（イ）下請人に對し、同人に対する工事発注額より過大な金員を貸付けたため株式会社が倒産した場合、その代表取締役は、商法266条の3の責任を負う（東京高裁 昭52.10.27 判時874・85）。

(シ) 立証問題……同条の責任を追及する訴訟に

おいて、被告が名目的取締役にすぎない事実は、それを主張する被告において立証すべきである（東京地裁 昭52.9.16 判時892・101、便覧1358）。

(イ) 否定事例 (ア) 甲株式会社振出の約束手形の所持人が、甲の倒産のため手形の支払を受けることができずに損害を被った場合において、右手形は親会社の債務を支払うため振り出した手形を書き替えたもので、本件手形の振出によって既に負担していた債務の支払期日が延期されるにすぎないときは、本件手形の振出の際、甲会社の代表取締役がそれを期日に決済できる見込みがあったかどうかにかかわらず、同取締役は、右振出をもって甲会社の取締役として会社に対する善管義務・忠実義務に違反したものといえず、第三者に対し右損害の賠償の責に任すべきいわれはない（東京高裁 昭52.10.21 金融850・42、便覧1325）。（イ）甲株式会社において代表取締役乙一人が実権を握って独断専行し、丙取締役は名目上の存在にすぎず、仮に会社業務の遂行に意を用いようとしても、取締役会の開催は困難であり、その不正な銀行取引の実状をあらかじめ発見し、新たな取引における不正な業務執行を取締役会の構成員として阻止することができないのみならず、乙は丁取締役と共同して不正行為をし、丙一人だけで取締役会の監視権を適正に行なうことはきわめて困難で、右不正を阻止するすべもなかった状況にあったものであるときは、丙は、取締役会の構成員として監視義務を行なうについて悪意または重過失があったものということはできず、商法266条の3による損害賠償責任を負わない（大阪高裁 昭53.4.27 金融869・50、判時897・97、便覧1354）。（シ）営業担当たる代表取締役の経理担当の代表取締役に対する監視義務懈怠につき、重大な過失がなかったとされた事例（東京高裁 昭53.7.19 判時900・103）。

(ド) 代表権のない取締役につき266条の3に基づく責任が否定された事例（水戸地裁 昭51.10.27 判タ357・314）。（エ）計算書類の虚偽記載と貸金の回収不能による損害との間に因果

関係がないとして、代表取締役につき 266条の3、1項後段の責任が否定された事例などがある（横浜地裁 昭51.10.19 判タ357・310）。

(15) 代表訴訟

美容環境衛生組合の理事会が、同組合の総代会で承認された美容学校設立計画を中止したことにつき、組合員から理事に対し、右計画により支出した費用を組合に賠償せよと理事の責任追及を求める代表訴訟について、理事に賠償責任はないとして原告組合員の請求が棄却された事例がある（仙台地裁 昭52.9.7 判時893・88）。

(16) 取締役の職務執行停止・代行者の選任

(ア) 代行者 取締役の職務執行停止・代行者選任の仮処分後に右仮処分申請が取下げられたため、原裁判所が右仮処分の取消決定をしたところ、職務代行者が右取消決定に対して不服申立をした事案につき、東京高裁は職務代行者には不服申立の適格がないとして抗告を却下している（東京高裁 昭52.9.22 判時870・103）。

(イ) 急迫性の存否 取締役職務執行停止仮処分申請につき、急迫な事情が認められないとの理由からそれが棄却された事例がある（東京高裁 昭52.11.8 判時878・100, 便覧1330）。

(17) 新株の発行

(ア) 総会の特別決議の欠缺と新株発行の効力

標記の効力につき、次例は新株発行の無効原因とならないと解する従来の判例を確認する最高裁判決。

商法280条の2第2項所定の株主総会における特別決議の欠缺の瑕疵が新株発行の無効原因とならないものであることは、当裁判所の判例とするところであり（最二小昭40.10.8民集19・1745, 最二小昭46.7.16 裁判集民事103号407頁参照），かつ、本件新株発行が同法280条の3の2所定の手続に関する点で有効である（最高裁三小 昭52.10.11 金融843・24, 便覧1315）。本件は、大阪高裁昭49.11.27判決（金融745・35）に対する上告審判決であり、無効確認を求める原告の請求は上告棄却。

(イ) 第三者割当……特に有利なる発行価額か

否かの判断

その株式を証券取引所に上場していない株式会社において、株式を株主以外の第三者に時価発行する場合における公正な発行価額は、発行価額決定当時の旧株価を基準とし、これに新株発行に伴う諸要素を加味して決定るべきを相当とするが、本件においては、業績の悪化と、発行する株式数、新株の消化可能性、期中発行における配当差などを考慮すると、特に有利な発行価額（額面50円→150円）をもって新株を発行する場合に該当しない（東京地裁 昭52.8.30 金判533・22, 便覧1314）。

(ウ) 抱合せ増資 商法280条の9の2第1項の「準備金ヲ資本ニ組入レタル会社」の意義

本件は、昭和49年の商法改正で新設された抱合せ増資に関する上記条項に関するものである。原告が、抱合せ増資にあたって資本準備金の資本組入日を払込期日の翌日としたのは資本充実の原則に反するとして新株発行無効確認の訴を提起し、当初は右新株発行に基づく資本変更登記を無効とする判決を求め、その後、請求の趣旨を変更して右新株発行無効判決を求めたものであるが、判決は以下の如く判示し、右新株発行を適法と判断した。

商法280条の9の2第1項に定める「資本ニ組入レタル会社」とは既に準備金への組入れの効力の生じている会社のみをいうものではなく、遅くとも当該抱合せ増資による新株発行の取締役会決議がなされると同時にそれより前に、当該新株の有償部分の払込期日の翌日の午前0時かまたはそれより前に効力の生ずる準備金の資本組入れの取締役会決議がなされている会社をも含むものと解するのが相当である。そのように解したところで右のような会社では効力を生ずると同時にまたはそれより前に準備金の資本組入の効力は発生することになるので、資本充実の原則が害される虞はなく、他に支障もないのに対し、實際上準備金の資本組入れと同時に抱合せ増資を行なおうとする会社にとって便宜であるからである（名古屋高裁金沢支部 昭52.7.8 判時874・88, 商事797・42, 便覧13

10)。

(エ) 発行の差止 著しく不公正な方法による発行……否定事例

新株発行が、債権者らの債務会社に対する経営参画を排除し、他派による会社支配を確立することを唯一のあるいは主たる目的としてなされたと推認することは困難であり、他方資金調達の必要が特にないこと及び株式引受人たる法人が議決権の行使を現経営陣に白紙委任することが通常の形態であることについて立証がないことからすれば、本件新株発行が著しく不公正な方法によるものということはできない（東京地裁 昭52.8.30 金判533・22、便覧1314）。

(オ) 新株発行無効の訴 (ア) 資本変更（增资）登記の無効を求める訴は、結論において新株発行を無効とする判決を求める訴と解釈すべきであると判示された事例がある（名古屋高裁金沢支部 昭52.7.8 判時874・88）。なお、本件における事実関係の概略については前述(イ)(ウ)を参照。 (ブ) 商法280条の15第1項にいう「発行ノ日」の意義 Y会社の取締役又は株主であるXらが会社を被告として、同社の発行した新株について新株発行無効等の訴を提起した（昭44.12.26）。この訴については、上記条項で出訴期間が「発行ノ日ヨリ6月内」と制限されており、Xらは、その起算日を新株発行による変更登記の日（昭44.6.27）との見解によったが、一・二審は新株払込期日の翌日（昭44.6.26）との判断により、本件訴は出訴期間を徒過しているとして訴を却下。Xらの上告に対し、最高裁も次のように原判決を支持し上告を棄却した。

商法280条の15第1項にいう「発行ノ日」とは、新株発行による変更の登記の日ではなく、新株発行の効力の発生日である新株払込期日の翌日をいうものと解するのが相当である（最高裁三小 昭53.3.28 判時886・89、金判545・21、金融874・25、便覧1342）。学説にあっても、上記の起算点を判例の如く新株の払込期日の翌日と解するのが通説である。

(イ) 計算書類 金額の単位……銀行の特例

相互銀行が作成すべき商法281条1項所定の貸借対照表、損益計算書、準備金及び利益又は利息の配当に関する議案（いわゆる利益金処分案等）並びに附属明細書に金額を千円単位で記載しても違法ではない（最高裁三小 昭52.12.23 金判542・23、金融851・44、便覧1334）。本件は、原審（東京高裁昭52.6.20）、及び第一審（東京地裁昭52.1.25金判526・41）に対する上告審判決であり、円単位を主張する原告の論旨はいづれも棄却。

(十九) 株券失効の手続

商法350条1項の株券提出期間経過前に株式を譲り受けたが名義書換未了株主……同条3項の異議催告公告請求権

記名株式の取得は、相続によるときでも、株主名簿の書換を経なければ会社に対抗しえないのが原則である。しかし、株式の併合又は次例のように譲渡制限の議決に伴い会社に旧株券を提出して新株券の交付を請求する場合には、必ずしも株主名簿上の株主であることを要せず、株券提出期間経過前に株式を取得した者であってもよいとするのが通説である。また、異議催告公告の制度は公示催告制度の簡略化をはかったものと解されているが、公示催告の申立権者は必ずしも株主名簿上の株主であることを要しないと解するのが通説・判例（最三小昭43.5.28裁判集民91号119頁）である。以下は株主名簿上の株主でなくても、異議催告公告の請求権を有すると解する最高裁の初めて判例。

商法350条1項の株券提出期間の経過前に株式を譲り受けた者は、名義書換を経ていない場合でも、同条3項によって準用される同法378条の異議催告公告請求権を有し、右譲受により株式が数人の共有に属することとなった場合には、株主の権利を行使すべき者の指定が株券提出期間経過後になされたときであっても、右指定を受けた者においてこれを請求することができる（最高裁三小 昭52.11.8 民集31・847、金融844・61、金判538・7、判タ357・223、判時875・101、便覧1319）。なお、株式共有に伴う親権者と子の利益相反行為については、前記

81頁(6)を参照。

(2) 罰則 取締役の特別背任罪

本件は、いわゆる中日スタジアム株式会社の倒産に関し、元同社の取締役や出入の不動産業者らが商法486条の特別背任罪、横領罪で起訴されていた事件の第一審判決。この事件における、いわゆる冒険的不動産取引については、商法486条1項所定の第三者図利目的が認められないとして、元同社の取締役に対し同条の特別背任罪の成立が否定され無罪判決（名古屋地裁昭52.9.30 判タ353・139）。

(2) 会社更生 計画の公正、衡平の判断

株主の権利を100パーセント無償で消却する内容の更生計画……認可例

会社更生法に基づく更生計画において、従前の株主権を100パーセント無償で切り捨てることが許されるか否かについては、学説上、消極説と積極説との対立があるが、次例は積極説を探る下級審判例。

会社更生手続が破産手続とは異なるとはいえ、右のように破産状態にある会社の株式は、その価値が殆んど零に等しいものと解されるし、会社更生法228条は、更生担保権者を第一順位とし、株主を最下位として、その間に権利の段階的優先順位を定め、その間に公正、衡平な差等を設けなければならないとしているところ、本件更生計画においては、株主より先順位である一般更生債権において65パーセント、劣後の更生債権においては100パーセントの債権を放棄することになっている等、本件更生計画における他の債権者の権利の変更条項関係とも比較考慮するとき、前記のように無価値に等しい株主の権利を100パーセント無償で消却することも止むを得ないところであって、それをもって、会社更生法233条1項2号の要求する公正、衡平に反するものとすることはできない（福岡高裁 昭52.9.12 金判547・42、判タ363・222、判時882・104）。

(2) その他

旧会社の取締役、従業員らが突然、一齊に退職して新会社を設立し、旧会社と同一・類似の

商品を旧会社の得意先に販売することは、著しく信義を欠くものと言わざるを得ず、もはや自由競争として許される範囲を逸脱した違法なものと言わざるを得ない。従って、新会社の取締役らは、これによって旧会社が被った損害について、共同不法行為者として賠償すべき義務がある（東京地裁 昭51.12.22 判タ354・290）。

三 商 行 為

(1) 営業的商行為 無尽講契約

いわゆる無尽講契約は商行為（無尽業法1条、2条、相互銀行法2条1項1号、商法502条参照）であり、それによって生じた講債務は、商法522条〔商事債権の消滅時効〕に基づき各履行期から5年を経過したときに、時効により消滅する（東京高裁 昭52.5.10 判時865・87）。

(2) 商人の報酬請求権

宅地建物取引業者が仲介により売買契約が成立する間際になって、委託者が仲介委託を解除し業者が先に仲介した者との間に売買契約を締結した場合に、停止条件の成就が故意に妨げられたとして右業者の報酬請求権が認められた事例がある（東京高裁 昭52.2.25 判タ352・196）。

(3) 商事法定利率

国際航空運送についてある規則の統一に関する条約（昭和28年条約第17号、いわゆるワルソーラー条約。同42年条約第11号、いわゆるヘーベー議定書、による改正前のもの）22条2項所定の運送人の責任限定と遅延損害金

いわゆるワルソーラー条約22条2項、24条1項は、国際航空運送契約に基づく託送手荷物及び貨物の運送に関し当該航空運送中に生じた事故又は延滞による損害について、運送人の責任を貨物1キログラムにつき250フランの額に限定したものであるところ、他方、遅延損害金は、金銭債務につき履行遅滞にある債務者に対しその遅滞を要件として本来の債務に加えて課される遅延賠償の一項であるから、右限定責任の範囲で損害賠償を負う運送人が履行遅滞に陥った場合の遅延損害金については前記規定による限定を

受けないものと解するのが相当である（最高裁二小 昭52.6.28 民集31・511, 判時864・117, 金判533・6, 判タ353・201）。なお、同類の事案（ノースウェスト航空ダイヤモンド紛失損害賠償事件）に関し、最二小昭51.3.19判決（金判498・7）は、原審が限定責任額に対して年六分の遅延損害金を付した判決を支持している。

（4）債務履行の場所 本店の直接取引か支店における取引かの判断

商品の売主の支店が、若干の不完全さをもつとはい、ある程度の独立性を有する営業体として商法上の支店たる実質を有し、支店としての登記もしており、その他判示の事情がある以上、代金の請求支払に関する事務を本社で一括処理する営業方式をとっていたとしても、支店従業員と顧客との間の売買取引は、商法516条3項の越旨に照らして同条同項にいう支店においていた取引に該当し、売買代金支払義務の履行場所は、同条3項および1項により、当事者間に特段の意思表示が存しない限り、取引をした売主の支店である（東京高裁 昭53.4.21金融875・35, 判時894・110）。

（5）有価証券の喪失

（ア）いわゆる預託金会員組織のゴルフクラブの入会証書……公示催告適格性の有無

上記証書の裏面の譲受人氏名欄に最終譲受人として記載されているXが、右の証書を喪失したので、公示催告の手続により無効とすることを求めたのに対し、東京高裁は次のように説示して公示催告の適格性を否定している。

預託金会員組織のゴルフクラブの入会証書が、一見指図証券類似の形態を備えていても、クラブの会員であること、預託金返還請求権者であることを証する証拠証券にすぎないときは、公示催告の対象となる証券には該当しない（東京高裁 昭52.6.16 金融853・41）。上記のように入会証書の公示催告適格性を否定するのが近時の判例の傾向といえる（名古屋高裁昭51.8.3判時844・91, 東京地裁昭52.1.31金判526・39, 東京高裁昭52.6.16判時858・101）。

（イ）ゴルフ会員証の「預り証」の法的性質

正会員資格のローンによる購入取得者に対し、ゴルフ会社が交付した、右支払終了まで正会員証を預る旨の「預り証」は、文字通り正会員証書を預った旨の証明文書に外ならず、正会員証書のようにこれに裏書して他に交付することによる会員資格の譲渡はもとより予定されていないとして、その受戻証券性が否定された事例がある（大阪高裁 昭52.9.30 判時881・145, 判タ362・235, 便覧1343）。

（ウ）ゴルフ会員資格保証金預り証券、会員権と刑事事件 （ア）預り証券が刑法上の有価証券に当たるか この証券の作成が有価証券偽造罪を構成するのか私文書偽造罪にあたるのかが争われた事案につき、原審（東京地裁昭52.3.14）が有価証券説を採ったのに対し、控訴審ではそれを否定し私文書と解する判決を下している（東京高裁 昭53.2.16 判タ363・324, 判時890・119）。 （イ）会員権を収購……没収・追徴 公務員が賄賂として預託金会員制ゴルフクラブの会員権を收受した場合においては、その者が現に会員として入会保証金預託証書を保有していても、刑法197条ノ5前段〔没収追徴〕により同証書を没収すべきではなく、同条後段により收受時における右会員権の価格を追徴すべきである（大阪高裁 昭52.8.24 判タ360・280, 判時879・150）。なお、株券没収の効力は右株券に表彰される株主権に及ぶものと解するのが判例である（最二小昭37.4.20民集16・860）。

（6）見本売買 目的物の見本適合性の判断基準

見本売買においては、売主が履行またはその提供をした場合に、それが債務の本旨に従っているか否かは、目的物の性質に関する限り見本を標準にしてのみ決定されるが、見本に適合するか否かは単に買主の主觀によって決定るべきではなく、契約の趣旨、目的物の性質及び取引の一般通念とくに取引慣習に従って判断すべきものである。本件の場合……未だ見本との不適合はないものと認めるのが相当である（名古屋高裁 昭52.3.31 判時865・93, 判タ355・

314, 便覧1311)。

(7) 荷渡・(出荷) 指図書の物権的効力

この種の指図書の交付、表示には物権的効力はないと解するのが一般的の見解・判例（最一小昭48.3.29 判時 705・103）であるが、下記2件のうち前者は、物権的効力を肯定し、後者は出荷指図書に指図による占有移転の効力を認めた下級審判例。

(ア) 船会社が目的地（外国）において偽造された船荷証券複本を所持する真正な荷受人に対し発行した税関長宛の荷渡指図書に物権的効力を認め、これにより船会社の運送契約上の義務は終了するものとした事例がある（大阪地裁 昭52.6.16 判時882・106）。

(イ) 倉庫に保管中の木材の転売において、転売者より第一の売主に対し出荷指図書が交付された場合、右出荷指図書は、転売者が第一の売主に対し木材を転買者に引渡すことを依頼するとともに、転買者において木材を引取るまでの間、第一の売主においてこれを保管することを命じた趣旨をも含むものと解されるから、右出荷指図書の交付には指図による占有移転の効力がある（大阪地裁 昭52.1.27 判タ360・252）。

(8) 運送人の損害賠償責任

運送品が全部滅失（他に誤配）したが、損害が全く生じない場合でも運送人は損害賠償責任を負うか……否定事例

Xは運送業者であるYに対し物品の運送を依頼したところ、Yが誤って荷受人でないAに右物品を配達し、その返還を受けられなくなった。YはXに対し運送品の価格相当額を弁償したが、Xは右以外にも損害を被ったと主張し、Yにその賠償を求めて本訴を提起。これに対してYは、右運送品は元来その配達を受けたAの所有に属するものでXの所有ではなく、従って前記誤配達によってXは何ら損害を被っていないから、YがXに支払った運送品の価格相当額をXは不当利得したと主張してその返還を求め、反訴を提起。第一審判決は、Xの請求を認め、反訴請求を棄却し、控訴審判決は、Xの請求及び反訴請求とも棄却。Xの上告に対して最高裁は、次

のような理由を附し原判決を破棄し、福岡高裁へ差し戻した。

おもうに、商法580条1項が運送品の価格による損害賠償責任を定めている趣旨は、運送品の全部滅失により荷送人又は荷受人に損害が生じた場合、これによる運送人の損害賠償責任を一定程度にとどめて大量の物品の運送にあたる運送人を保護し、あわせて賠償すべき損害の範囲を画一化してこれに関する紛争を防止するところにあるものと解される。したがって、実際に生じた損害が右条項所定の運送品の価格を下回る場合にも、原則として運送人は右価格相当の損害賠償責任を負うのであって、運送人に悪意又は重過失がありその損害賠償責任について同法581条が適用される場合にも、その責任が右価格より軽減されることがないのは、もちろんである。しかしながら、前記のような立法趣旨からして、右581条1項は、運送品が全部滅失したにもかかわらず荷送人又は荷受人に全く損害が生じない場合についてまで運送人に損害賠償責任を負わせるものではなく、このような場合には、運送人はなんら損害賠償責任を負わないものと解するのが相当である（最高裁一小昭53.4.20 金判551・13、判時 892・98、判タ364・180、便覧1359）。

(9) 自動車保険 約款の解釈

いわゆる自動車保険普通保険約款中の「被保険者の業務に従事中の使用人の生命又は身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害については、保険者はてん補しない」旨の定めの「使用人」の意義につき、大阪地裁は次のように説示し、保険会社は上記の免責規定により損害てん補の責任を負わないと判示した。

上記免責規定（約款5条4号）が設けられた趣旨は、端的に、企業内の事故については、使用者と使用人という密接な関係に着目して対人賠償保険の対象から除外し、労災責任なしし労災保険の分野に委ねることとしたものであって、同規定所定の、当該被保険者の業務に従事中の使用人とは、これに対し右被保険者が法律上損害賠償責任を負担するに足る第三者（他人）性

を有することが当然の前提となっているものと解するのが相当である（大阪地裁 昭53.1.12 判時896・66）。

(10) **遡及保険** アフター・ロス契約の疑い
保険契約の当時、当事者の一方又は被保険者が事故の既に生じたことを知っているときは、その契約は無効である（商642）が、自動車保有者と保険会社代理店との間で事故前日の日附をもって締結されたいわゆるアフタ・ロスの疑いのある自動車保険契約につきアフロスであることが否定され、保険会社にてん補義務を命じた事例がある（東京高裁 昭53.1.23 判時887・110）。

(11) **保険の目的の譲渡**
外航積荷保険……予定保険証明書……権利移転否定事例

外航積荷保険は、英文保険証券により付保険を引受けるのが我が国保険業界の商慣習であり、右証券の準拠法約款によれば、被保険者の権利移転については英國海上保険法によりその旨の合意が必要であって、日本商法650条1項〔保険の目的の譲渡〕の適用はない。

予定保険証明書は、保険契約の申込を証明するにすぎないから、保険証書のようにその裏書交付によって保険契約上の権利を移転することはできない（東京地裁 昭52.5.30 金判542・32、判時880・79）。

(12) **保険金受取人 内縁の妻**

保険契約において保険金受取人を「相続人」と指定した場合においては、右相続人の範囲は民法の規定により定まるものであって、内縁の配偶者はこれに含まれない（大阪地裁 昭53.3.27 金判551・43、便覧1360）。なお、いわゆる社会立法の分野においては、内縁の配偶者も法律上の配偶者と同一に扱っている例が多い（例えば、労基法79、同施行規則42、船員法93、同施行規則42Ⅰ、船員保険法1Ⅱ、厚生年金法3Ⅱ、国家公務員共済組合法2Ⅰ、国家公務員災害補償法16Ⅰ）。

(13) **告知義務**

(ア) 告知義務違反による生命保険契約の解除

が認められた事例

被保険者が肝硬変症に罹患していることは、商法678条1項にいわゆる「重要ナル事実」に当たる。従って、被保険者が保険会社の診査医から具合の悪いところの有無、医師の診療をうけていないが、慢性の疾患の有無等についての質問を受けながら、あえてその事実がない旨の回答をしているところからすると、被保険者は本件保険契約締結にあたり保険会社に対し悪意または重大な過失によって重要な事項について真実でないことを告げたものといわなければならぬ（大阪高裁 昭53.1.25 金判553・26、判時894・113）。

(イ) 高血圧症脳溢血症等のある者を被保険者とする簡易生命保険契約締結に際し、右事実を告げず且つ保険会社によって生命保険契約申込を拒否された事実を告げなかったとしても、簡易生命保険法26条にいう詐欺にあたらないとされた事例がある（東京高裁 昭53.3.28 判時889・91）。本件は、横浜地裁昭51.2.3判決（判タ341・243）に対する控訴審判決で一審二審共に契約者側が勝訴している。

四 海 商

(1) **船舶所有者等の責任の制限に関する法律の合憲性**

上記の法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の国内法として昭和50年法律第94号（施行昭51.9.1）をもって制定されたものであるが、同法に基づく船舶所有者の責任制限に関する規定が財産権の保障を定めた憲法29条に反するものであるか否かが争われた事案につき、東京高裁は違憲論を斥け合憲性を判示している。

船舶所有者等の責任の制限に関する法律が船舶所有者の責任を制限することは、債権者の財産権を侵害するものであるとはいえ、現在のところ、公共の福祉のためやむを得ない制限であって、憲法29条〔財産権の保障〕に違反するものとはいえない（東京高裁 昭53.1.26 金融858・36、判時886・89）。

(2) 船舶共有者 商法690条〔船舶所有者の賠償責任〕により負担する債務の性質

商法690条は、海上企業主体としての船舶所有者について、海上企業保険の立場から有限責任を認めたものであって、船舶共有者についても、右有限責任の原則は活かさるべきであるから、船舶を各二分の一ずつの持分で共有している場合には、商法696条を準用して、右各二分の一の持分の価格に応じて損害を賠償する責任がある。そして、市場価額が形成されていない中古船舶が滅失した場合には、同種の中古船舶の取得価額を損害額として認めるのが相当である（名古屋高裁 昭52.2.15 判時868・89、判タ352・209）。

(3) 海難救助の要件 曳船と被曳船間

商法800条によれば、海難救助は義務なくしてなされたことを要する。従って、曳船所有者は、曳船契約履行中、被曳船が通常生ずるとはいえない事故により海難におちいった場合においても、曳船に急迫な危険が存しない限り、原則として、被曳船の海難につき信義則上相当と認められる程度の適切な処置をとるべき契約上の義務を負担するから、救助料を請求することができず、このような場合曳船の船長及び海員もまた救助料を請求できない（弁天丸事件）（東京高裁 昭53.5.31 判時898・99）。なお、本件とは別に曳船弁天丸の船長の相続人から被曳船所有者側に対する上記海難の救助料請求訴訟が提起されたが、船長敗訴の判決が確定している（最一小昭49.9.26民集28・1331）。さればと、本件では弁天丸の船員が救助料を請求したが棄却されたものである。

(4) 船舶先取特権

商法842条は、同条に列挙する債権につき船舶先取特権を認めているが、船舶抵当権にも優先するため（商849）、国際的にもこれを制限しようとする傾向にあり、わが学説においても通説となっている。以下3件のうち、前2件は先取特権の債権の範囲を制限的に解釈したもので、後者は前者とは違った解釈をとる事例。

(ア) (ア) 航海継続のための債権……船籍港内

での重油等の売掛債権……否定事例

商法842条6号所定の航海継続の必要により生じた債権とは既に開始された航海の途上において当該航海を継続するために必要な船舶の修繕、必需品の買入れ、積荷の処分などの行為によって生じた債権をいい、たとえ船舶の修繕、必需品の買入れ等の行為がなされたとしても新航海開始の必要により生じた債権は除外され、さらに、当該船舶の船籍港（当該船舶の所有者等の海上企業体としての本拠と異なる場合にはその本拠港）において発生した債権は、同条8号の債権と異なり債権者に船舶先取権を与えてまで保護する必要性がないから前記債権はそれ以外の地域において発生したことを要するものと解するのが相当である（高松高裁 昭52.12.9 判時895・114）。

(イ) 船員の雇用契約に基づく債権の範囲・消滅 商法842条7号の「船長其他ノ船員」とは、船舶所有者若しくは船舶賃借人の被用者として、当該船舶に乗り組み、継続して船舶の航海の労務に服する者、すなわち、船員法上の船長及び海員を指すものというべきであり、その要員として雇傭されてはいても当該船舶に乗り組まない船員法上の予備船員を含まないものと解すべきであって、「雇傭契約」とは船員法にいう「雇入契約」を指す。

雇傭契約により生ずる債権には、雇入契約上の給料（船員法32条）以外に在籍期間に相当する当該船舶への乗組期間（現実の乗組期間とこれに付与される休暇日数を加えたもの）の割合に応じた限度で雇傭契約上の各種手当及び退職金も含まれる。しかし、右給料等債権算出の基礎となる乗組期間は、過去一年内に雇止めとなつた乗組に限る。このように解しないと債権の累積が膨大なものとなり、商法847条第1項の意図を全く没脚することにならう（福岡高裁 昭52.7.7 判時875・106）。

(ウ) 船長其他の船員の債権の範囲を広く解釈する判例 商法842条7号にいいう雇傭契約に因りて生じたる船長其他の船員の債権とは、雇用契約から生じた総ての債権（給料、越年手当及び下船旅費、有給休暇賃金、退職手当）を意

味するものである。このうち退職手当債権については、その総額のうち船員の勤務年数中に占める過去一年間の乗船期間又は過去一年間に跨る各乗船期間の割合に応じた額に限定さるべきではない（**大阪高裁 昭52.10.28 判時885・160**、判タ361・302）。

五 手形・小切手

(1) 手形要件 振出日の記載が満期日よりも後の日付の手形の効力

標記の場合、その手形は呈示や支払が不可能な満期を記載したものとして無効と解するのが通説・判例（京都地裁昭38.8.22金融355・19、大阪地裁昭41.6.14判時479・56）であるが、近時の判例のなかには、確定日払手形の場合、このような記載を有効とする少数説の立場をとる事例がみられる（浦和地裁秩父支部 昭53.1.18 判時887・113、便覽1346）。

(2) 手形行為の代理

(ア) 手形行為の表見代理における第三者の範囲について、多数説は手形行為の直接の相手方のみならず、広く第三取得者を含むと解しているが、他方下記の最高裁判決は先例を引用して直接の相手方に限るとの立場を再確認するもの。

民法110条に第三者とあるのは代理人と法律行為をした直接の相手方をいうものと解すべきであり、権限のない者の振り出した約束手形につき、本人が民法110条に基づき振出人としての責任を負うべきときは、受取人からその手形の裏書譲渡を受けた者に対しても、その善意悪意を問わず、振出人としての責任を免れえないものと解するのが相当である（最一小昭35.12.27民集14・3234頁参照）。そして、「直接の相手方」に当たるか否かは、手形面の記載あるいは手形移転の経過によって形式的に把握すべきではなく、実質的に把握すべきである（最三小昭39.9.15民集18・1435、最一小昭45.3.26裁判集98号471頁参照）（**最高裁二小 昭52.12.9 金判541・3**、金融847・26、判時879・135、便覽1326）。本件は、名古屋高裁昭52.2.15判決（金判542・28）に対する上告審判決。

(イ) 振出人である会社の肩書地が登記簿上の本店と異なる場合……代表者個人の手形責任

会社は本店所在地において設立の登記することによって成立し、法律上会社として存在するものであり、実在する会社が会社の登記簿上の本店所在地と異なる肩書地を記載して手形を振出したからといって、そのために会社の存在が否定されるものではなく、振出署名をした会社の代表者は個人として手形振出責任を負うものではない（**東京地裁 昭52.12.9 金判541・35**、判時883・32、便覽1335）。この判旨は先例たる最三小昭36.1.24判決（民集15・76）の見解に従ったものである。

(3) 白地手形

(ア) 振出日欄白地のままの支払呈示の効力……無効判例

いわゆる白地手形は、白地部分を補充せずに満期にこれを支払のため呈示しても、右呈示は無効であって、裏書人に対する手形上の権利行使の条件を具備しないものと解するのが相当である。仮に振出日白地のままで支払呈示されても有効とする商慣習が存在するとしても、この商慣習は手形法の強行法規性より無効である

（**東京高裁 昭52.2.15 判タ354・277**、便覽1322）。

(イ) 補充権の消滅時期間……5年説

満期白地の手形の補充権の消滅時効については、商法522条〔商事債権の消滅時効〕の規定が類推適用され、右補充権は、これを行使しうべきときから、5年の経過によって、時効消滅するものと解するのが相当である。

補充権の時効消滅後に白地要件の補充がなされた手形であっても、手形所持人が右不当補充の事實を知らずに右手形を取得した者である場合には、手形法10条〔白地手形〕が類推適用される（**東京地裁 昭52.12.12 判時877・94**、便覽1336）。上記の消滅時効期間につき、学説は20年説、5年説、3年説などに分れているが、判例では最高裁先例（最一小昭44.2.20民集23・427）に従い上記のように5年説を採るものが多い。

(4) 法律上当然の指図証券性

指図文句を抹消しないで指図禁止文句を記載した手形と指図禁止の効力

上記の場合に指図禁止の効力を認めうるかについて学説は多岐に分れている。即ち、第1説は、指図文句が残っている以上はこれと矛盾する指図禁止文句のほうは無効と解するほかはないとする見解、第二説は、指図文句の抹消を振出人が所持人に委託したと認められる場合に限って指図禁止文句が有効となると解する見解、第三説は、指図禁止文句は常に指図文句に優先した効力を有し、指図禁止文句を記載することによって不動文字として存在した指図文句は無効となると解する見解、第四説は、両者の文句に優劣をつけないときは証券全体が矛盾を含み統一した意思に基づく一貫した内容を欠くものとして証券自体が無効になると解する見解などがある。一方、従来の下級審判例は第三説の裏書禁止手形（指図文句無効説）であると解していた（東京高裁昭42.7.25金融487・33、東京地裁昭51.8.27判時838・86）。最高裁も「他に特段の事情のない限り」という留保を付けてはいるが、次のように初めて第三説を採ることを明らかにした。

手形の振出人が、手形用紙に印刷された指図文句を抹消することなく、指図禁止文句を記載したため、手形面上指図禁止文句が併記されている場合には、他に特段の事情のない限り、指図禁止文句の効力が優先し、右手形は裏書禁止手形にあたると解するのが相当である（最高裁一小 昭53.4.24 金判549・28、判時893・86、金融860・32、便覧1344）。

(5) 裏書の方式

振出日の日付に先だつ日付の裏書の効力

現行手形法においては、裏書の日付は裏書の必要的記載事項ではないから、振出日（昭51.12.10）よりも前の裏書の日付（昭51.11.15）が記載されていても、裏書の事実があった以上は、その裏書が無効であるということはできない（東京地裁 昭53.4.14 金判552・42、判時897・99）。この判旨は通説の見解に従ったもの。

なお、振出日の記載が満期日より後の日付である場合の手形の効力については、前記91頁(1)を参照。

(6) 裏書の担保的効力

手形に保証の趣旨で裏書した場合に原因債務についての民事保証を推認することの可否

標記の点につき、学説には手形保証と民事保証との効果の差に着目して否定説が多く、肯定説は少数である。一方、大審院先例（昭16.10.13法律新聞4735・7）は積極的に解していた。その後、戦後の下級判例の多くも肯定説が多かった（大阪高裁昭38.8.21金融355・19、東京地裁昭43.10.18金判146・18、大阪高裁昭44.2.20金融543・36、福岡高裁昭45.2.24金融588・36）が、否定判例もあり（東京地裁昭40.5.25判タ179・147、同昭44.2.27判時559・80等）見解が分れていた。そこで、最高裁は裏書の事案につき、次のように説示し、これを否定的に解し、原判決を破棄し差戻す判決を下すに至った。

金銭を借用するにあたり、借主甲が、借受金の弁済確保のため甲の振り出す約束手形になんぴとか確実な保証人の裏書をもらってくるよう貸主乙から要求されたため、丙に依頼して右手形に丙の裏書を受けたうえ、これを乙に手交して金銭の貸渡しを受けたという事実関係があるだけでは、右手形が金融を得るために用いられることを丙において認識していた場合であっても、丙が手形振出の原因となった甲乙間の消費貸借上の債務を保証したものと推認することはできない（最高裁三小 昭52.11.15 民集31・900、金融844・45、判時873・28、金判537・7、判タ357・226、便覧1331）。

(7) 裏書の資格授与の効力

白地の被裏書人欄を補充する形式で所持人が取立委任裏書をした後これを抹消した場合……手形上の権利の行使

被裏書人欄の記載が抹消されている場合に裏書の関係を如何みるかについては学説・下級審判例共に見解は分かれている。第一説は、裏書は全部抹消されたとみる説、第二説は白地式裏書とみる説、第三説は、抹消権限の有無により、

権限ある者が抹消したときは白地式裏書、無権限者が抹消したとき抹消の効力を生じないとする説、第四説は原則として裏書全部の抹消とみるが、権限のある者によって抹消されたことが手形外観上明白な場合には白地式裏書とみる説などがある。しかし、最高裁は上記の点につき如何なる説を採るかは明示することなく、下記のように手形所持人の権利行使を認めている。

手形割引を原因として満期前に受取人から白地式裏書により約束手形の譲渡を受けた者が、右裏書の被裏書人欄の白地箇所に「取立委任につきA信用組合」と記載したうえ、取立委任をし、その後白地補充部分を抹消した事実があつても、手形の適法の所持人として振出人に対して手形上の権利を行使することができる（最高裁一小 昭52.7.21 金融842・31、便覧1327）。

(7) 手形の善意取得 重過失事例

手形の所持人が、裏書人から手形（金額100万円）を取得するに際して、右裏書人が以前に盜難の事故小切手（金額115万円）を右所持人に交付した前歴がある等原判決判示の事情がある場合には、手形振出名義人又は支払担当銀行に照会するなどなんらかの方法で手形振出の真否につき調査をなすべき注意義務があり、これを怠った右所持人には重大な過失がある（最高裁二小 昭52.6.20 判時873・97、金判533・13、便覧1312）。本件は、東京高裁昭52.7.5判決（判時829・91）の上告審判決。

(4) 手形抗弁 その成否

(ア) 成立事例 (ア) 裏書が仮装譲渡……無権利の抗弁 手形所持人が、裏書人の倒産・会社整理に介入するために裏書人と相謀って裏書人への貸付を仮装し、その担保を名目に取得したごとく仮装して手形を取得するときは、正当な権利に基づく手形所持ではないから、振出人に対し手形上の権利を主張できない（大阪地裁 昭52.1.26 金融843・35、判時360・249）。

(イ) 割引金不交付の悪意の抗弁 債権回収のため債務者から第三者の振出又は裏書にかかる約束手形を裏書によって取得した債権者が、手

形取得の当時、右手形は債務者が第三者から割引あるいは割引斡旋を依頼されて振出又は裏書を受けたものであるが、債務者が第三者に手形割引金を交付しておらず、かつ、債務者が経済的に困窮しているところから第三者に手形割引金を交付することが不可能な状態にある等の事情を知りながら、債務者に割引金等の対価を出捐しなかった場合には、第三者は、手形債権者に対し、債務者に対する手形割引金不交付の抗弁をもって対抗することができる（大阪高裁 昭52.8.9 金判543・36、判時876・118、便覧1340）。

(ウ) 権利の濫用 会社の代表者がその経営を第三者に任せていたため、融通手形であることを知らないで被融通者である会社から手形を割引き取得したものであるとしても、従前から右会社及び右第三者において金融機関で手形の割引を受けることができなかつたため、代表者個人が自ら割り引き、さらにその手形を同人の取引銀行で再割引を受けていた等判示のような事情のものにおいて、右会社の倒産後に、融通手形の振出人に対して手形上の権利行使することは、権利の濫用として許されない（名古屋高裁金沢支部 昭53.3.3 金判553・32、判時898・104）。

(エ) 手形の裏書について詐欺があった場合（大阪高裁 昭53.2.24 判時895・111）。

(オ) 約束手形の所持人が、銀行に対する借入金債務の保証人としてその弁済をしたことにより、債務者が右債務の担保として銀行に裏書譲渡を受けてその所持人となった場合であっても、債務者が所持人の主宰するワンマン会社ないし同族会社であって所持人と密接に経済的利害を共通にするなど判示のような事情があるときには、振出人は、債務者に対抗することができる人的抗弁をもって、善意の銀行の介在にかかわらず、所持人に対抗することができる（最高裁一小 昭52.9.22 金判536・15、金融841・35、判時869・97、便覧1316）。

本件は、大阪地裁昭48.3.29判決（金判362・16）に対する上告審判例。

(カ) 否認事例 理事の権限濫用による振出……対第三取得者責任

農業協同組合の理事が自己又は第三者の利益をはかるため、代表権限を濫用して約束手形を振り出した場合において、受取人が、右権限濫用の事実を知り又は知りうべかりし状態のもとに手形の交付を受けたときは、民法93条但書〔心裡留保〕の規定の類推適用により、農協は理事の振出行為を無効として受取人に対する手形上の責任を免れることができるが(最一小昭38.9.5民集17・909参照)、右受取人がさらに手形を他に裏書譲渡したときは、手形の流通証券としての特質に照らし、農協は、手形法17条但書の規定により、第三者取得者が受取人の右知情について悪意であることを立証した場合に限って、右第三取得者に対する手形上の責任を免れることができるものと解するのが相当である(最一小昭44.4.3民集23・737参照)(最高裁一小 昭53.2.16 金判547・3, 金融864・29, 便覧1351)。なお、代表取締役の権限濫用行為の効果については、前記82頁(2)を参照。

(4) 土地の売買代金支払のため振り出された約手の裏書譲渡を受けた者と手形法17条但書にいう「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタル」の意味

目的たる土地についての所有権移転仮登記及び引渡しと残代金全部の支払が同時履行の関係にある土地の売買契約の売買代金支払のため振り出された約束手形の裏書譲渡を受けた手形所持人に対し、手形債務者が手形法17条但書により手形の支払を拒絶することができるためには、手形所持人が手形取得の際、右売買契約における仮登記及び引渡しの債務が、履行期もしくはその後取引上相当とする期間内においても、履行できない事情があることを知っていたものでなければならぬ(東京高裁 昭52.6.29 金融850・44)。

(9) 保証

(ア) 手形金支払保証の趣旨の裏書……買戻人的抗弁の対抗を受ける手形所持人(第二裏書)は、受取人(第一裏書人)の依頼により手形金債務を保証する趣旨で裏書をした手形を、受取人(第一裏書人)が善意の第三者から割引

を受けたのち、買戻によって再び所持人になった場合にも、割引人たる善意の第三者の振出人に対する手形上の権利に代位することはできず、右人的抗弁の対抗を受ける(名古屋高裁金沢支部 昭53.3.15 金判553・30, 判時900・106)。

(イ) いわゆるバンク・ギャランティ・チェック……銀行の保証責任の成否

バンク・ギャランティ・チェックを振出そうとする者は、あらかじめギャランティ・チェック契約を銀行と締結して、小切手用紙とカードの交付を受け小切手(ギャランティ・チェック)を振出すときは、受取人にカードを見せ、受取人はカードの署名と小切手の署名を照合して、カードの番号を小切手に記入して受領すれば、その小切手につき銀行が無条件に支払の責任をもつ仕組みになっている。これでは一般の小切手の振出に比較すると複雑な条件を必要とする訳である。ところで、原告の所持する同上小切手が前記の諸条件を具備していない等の理由により、銀行の保証責任が成立しないとされた事例がある(東京地裁 昭52.5.10 判時878・106)。

(10) 還求

(ア) 要件

(ア) 手形割引依頼人に対する買戻債権行使と手形債務者に対する権利行使との関係

割引手形の買戻請求権行使後の手形所持人は、割引依頼人の買戻債務が発生しても現実に履行されるまでは同時履行の抗弁権によりその手形を保有することができ、現実に支払を受けるまでは手形の正当な所持人として手形上の一切の権利を行使することができる(最高裁三小 昭53.3.28 判タ363・195)。

(イ) 訴訟と呈示の要否 銀行取引停止処分を受けた約束手形の振出人に対し、所持人が満期前に手形金請求の訴を提起している場合であっても、裏書人に對し還求するには現実に振出人に手形を呈示する必要がある(東京高裁 昭53.1.25 判時888・114, 金判546・30, 便覧1345)。

(ウ) 還求義務者の権利 裏書人は、手形金請求に対し、当該手形の返還及び計算書の交付

との引換給付判決を求める法律上の利益及び必要性がない（東京地裁 昭52.5.27 金判537・46, 判時868・94）。

(ウ) 所持人が裏書人に遡求権不行使……振出人に権利行使……裏書人の振出人に対する不当利得の成否

約束手形の裏書を受けてこれを所持する者が、その手形の支払を受けることができなくなった場合において、そのまま当該手形を自己の手中にとどめて振出人に対し手形上の権利行使することとするか、又は手形の買戻請求権ないし遡求権行使することとするかは、その者が自由な意思により選択決定しうるところであり、手形所持人が前者を選択して振出人に対する右手形債権と振出人の所持人に対する債権とを対当額において相殺することにより権利の満足実現を図ったため、裏書人において買戻請求権ないし遡求権の行使を免れ、結果において利得することがあったとしても、右利得と手形振出人が前記相殺によって手形所持人に対する債権の一部を失った損失との間に、民法703条〔不当利得の要件と効果〕の予定する法律上の因果関係があるとはいえない（最高裁一小 昭53.5.2 金融861・31）。

(イ) 時効

約束手形の振出人に対する時効が完成した場合に、所持人は右裏書人に対する償還請求権（遡求権）も失うか否かについては争いがあるが、償還請求権を失うと解するのが通説・判例である。以下の2件のうち前者は先例を引用して消滅説をとるもので、他方後者は特殊事情があり、信義則上償還義務の履行を免れないとする対称的な下級審判例である。

(ア) 約束手形振出人に対する消滅時効を完成させてしまった所持人は、裏書人に対して遡及する（償還を求める）ことはできないと解するの相当である（大審院昭8.4.6 民集12・551）
（東京高裁 昭52.12.19 金判549・32, 便覧1356）。

(イ) 約束手形の裏書人が、所持人に対して、自己の償還義務について消滅時効の利益を放棄

したうえ、再三にわたって支払義務があることを認め、確実にその履行がなされるとの期待を抱かせながら、その信頼を裏切ってこれを履行しようとせず、手形訴訟を提起されるや手形の裏書自体を否認したりその他種々の主張を提出することによって審理を長引きさせ、しかも償還義務を履行することによって振出人に対して取得すべき手形金請求権について自ら消滅時効を中断する措置を一旦取りながら、不利益を承知の上でこれを撤回するなど判示のような事実関係のもとにおいては、所持人に対する関係のもとにおいては、所持人に対する関係で振出人の手形金支払義務が時効消滅したとしても、裏書人は、信義則上償還義務を免れない（東京高裁昭53.2.28 金判549・35, 金融860・33, 判時896・75, 便覧1355）。

(乙) 利得償還請求権

手形債権の時効消滅が原因債権のそれより遅れた場合……利得償還請求権……消極判例

利得償還請求権の成立要件としての利得とは、時効又は手形の欠缺によって手形上の債務を免れたことをいうのではなく、手形授受に関連して、原因関係上、手形債務者の受けた利益をいうものであるところ（大審院大6.7.5民録23・1282），手形債権の時効消滅が原因債権のそれより遅れた場合には、利得償還請求権は成立しない（東京高裁 昭52.5.18 判タ359・282）。

(丙) 先日付小切手 日付前の呈示

先日付小切手が授受された場合、振出人と受取人との間において日付前には支払呈示をしない旨の特約がなされることが多い。こうした特約はいかなる効力をもつか問題となる。小切手法上は、小切手の一覧払性を規定した28条2項に違反しなんらの効力を生じないが、小切手授受の当事者間では、民法上の効力として、受取人は日付前に支払呈示してはならない不作為義務を負い、場合によってはこれに違反した受取人は振出人に対し損害賠償義務を負うと解されている（下級審判例として大阪地裁昭40.2.15 下級民集16・248）。ところで、先日付小切手授受の当事者に上記のような特約がなされたか否

かについては直接認定せず、先日付小切手の受取人が振出日付前に呈示し、これによる不渡を期限の利益喪失の事由として主張することが認められた事例がある（東京地裁 昭52.10.6 判時889・95）。

(14) 銀行取引 統一手形用紙の交付

A振出の不渡手形の所持人であるXは、Y信用金庫に対し損害を被ったとしてその賠償を求め訴を提起し、その理由を次のように主張した。
(1) 右不渡による損害は、YがAに対し手形用紙を交付したことによって発生したものであるから、用紙の交付と損害発生との間に因果関係がある、(2) Yは右交付行為によって、Aの手形上の債務について民法上の保証の意思表示をしたものである。東京高裁は、次のように説示してXの請求をもちろん棄却している。

いわゆる統一手形用紙を利用した手形が不渡となつたために損害が発生したとしても、金融機関の当座取引契約締結者に対する右用紙の交付が、一般的に、その結果として不渡を発生させる可能性があるとはいえないし、また、手形の不渡は種々の条件が作用して発生するものであるから、金融機関の右手形用紙の交付とその用紙を利用した手形が不渡となって発生する損害との間には法律上相当因果関係がない。

金融機関が当座取引契約をした者に対しいわゆる統一手形用紙を交付したからといって、右用紙を利用して手形行為により生じる手形上の債務につき、金融機関が民法上の保証債務を負担する意思を表示したものといえない（東京高裁 昭53.1.26 金判545・30）。

(15) その他

手形債権と原因債権

(a) 手形訴訟と原因債務の時効中断

手形金請求訴訟の提起があった場合には、その原因関係である売買代金債権について時効中断の効力が生じるものと認めるのが相當である（東京高裁 昭52.7.27 判時868・36）。

(b) 手形授受の当事者間において仮執行宣言付支払命令により手形債権が確定した場合と原因債権の消滅時効

最高裁は上記の時効期間を支払命令確定の時から10年と解し、その理由を次のように説示している。

手形授受の当事者間においては、手形債務者は原因関係上の抗弁を主張して手形債務の履行を拒絶することができるけれども、仮執行宣言付支払命令により手形債権が確定した場合に、右支払命令の送達前に完成した原因債権の消滅時効を手形債務者が援用し、これを右支払命令に対する請求異議の理由として主張することは、民訴法561条2項にいう仮執行宣言付支払命令の送達後に異議の原因を生じた場合にあたらず、したがって、このような主張は許されないと解するのが相当である。また、原因債権の消滅時効が右送達前に完成していない場合においては、手形はその授受の当事者間では原因関係に対する手段であり、手形債権者が右手段を行使して支払命令を申し立て、その確定を得て手形債権の時効を中断し、更し、民法174条ノ2〔判決で確定して権利の特則〕によってその時効期間が延長されたのに、原因債権の消滅時効完成によって債務名義の執行力が排除されることがあり、もし手形債権者がその結果を避けようとすれば、更に、原因債権について訴を提起するなどの方法を講じてその時効を中断しなければならないというのでは、手形債権者の通常の期待に著しく反する結果となることに照らすと、同条の規定によって手形債権の消滅時効期間が支払命令の確定の時から10年に延長せられるとき、これに応じて原因債権の消滅時効期間も同じくその時から10年に変ずるものと解するのが相当である（最高裁一小 昭53.1.23 民集32・1、判時887・74、判タ363・197）。本件は、名古屋高裁昭52.5.18判決（判時872・89）に対する上告審判決。